

窓に換気装置を取り付けた場合の外皮平均熱貫流率評価について

窓には図1のように換気装置が取りつくケースがあります。このような換気装置が取りつく窓を設置する場合における外皮平均熱貫流率評価の際に計算に使用する窓の熱貫流率について、(一社)住宅性能評価・表示協会の合意のもと下記の通り考え方をまとめました。

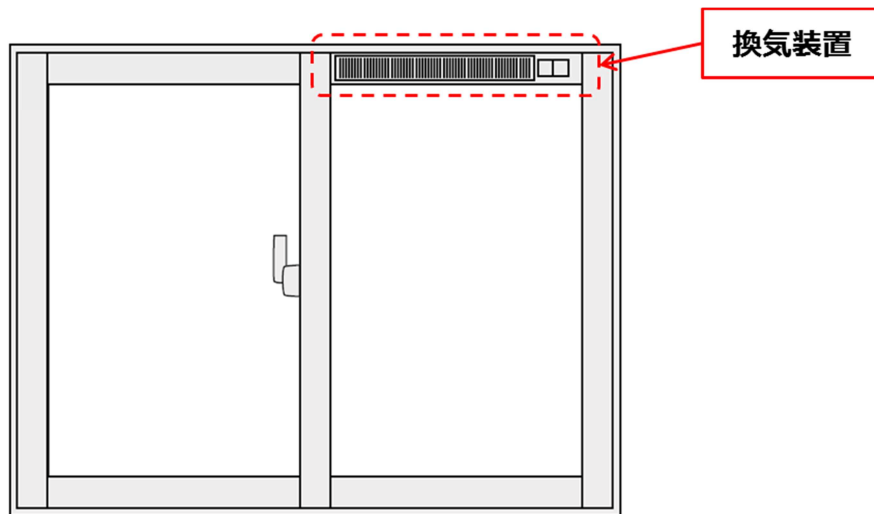


図1 換気装置付窓の例

第三種換気の給気口として使用する場合、換気装置は常時開状態となることから、換気部材が取りついていない窓に比べて外気との熱のやりとりが頻繁に行われることから、結果的に窓からの熱損失が大きくなります。

しかしながら、平成28年省エネ基準における外皮平均熱貫流率算出には、給気口等の局部的に設けられた欠損部位等は当該部位が無いものとみなし(当該部位周辺と同様の仕様になっているとみなす。)計算を行うことができるとともに、換気による熱損失を考慮しないことになっていますので、各社カタログに記載されている「換気部材が取りついていない窓」の性能値をもって外皮計算が可能となります。

注意：上記で示す考え方は、平成28年省エネ基準による外皮平均熱貫流率計算の場合のもので、JIS A4706に基づく窓の断熱性能等級(H-1~H-6)や省エネ建材等級(☆~☆☆☆☆)等、窓単体の性能を示す際は換気装置も含めた評価が必要ですのでご注意ください。

以上